

浜松小学校いじめ防止基本方針

この方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71条）第13条により、八雲町立浜松小学校の全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ未然防止等のための対策を総合的かつ効果的に行うことを目的として策定しました。

（令和5年3月改訂）
（令和8年4月一部改訂）

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

（1）いじめの定義

いじめとは、「児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」です。そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、「いじめられている児童の立場に立って」行うものです。

（2）いじめに対する基本的な考え方

上記の考えのもと、全ての教職員が「いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こりうることであり、いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである」との基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

2 いじめを未然に防止するために

いじめの未然防止には、全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事等に主体的に参加し活躍できる学校でなければならないと考えます。そのためには、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組むことが必要です。また、教師一人一人がわかる（わかりやすい）授業に努め、児童に学習の基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感や成就感等を育て、自己決定力や自己有用感、自尊感情を育むように努めることも必要です。加えて、心の教育の充実を図り、人権意識や生命の大切さについて意識を高め、「いじめは絶対に許されないことである」との認識を全児童がもつよう全ての教育活動を通して指導する必要があります。

（1）教師が取り組むこと

①他を思いやり、いじめを許さない、見過ごさない学級（学校）づくりに努めます。

- ・安心して自分を表現でき、児童の居場所となれる学級経営の充実
- ・コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実
- ・道徳教育や体験活動等の充実
- ・朝、帰りの会、学級活動の充実（自分自身の生活の改善、学級・学校集団の質の向上）
- ・あいさつ（声がけ）運動、いじめゼロを目指した児童会活動等の推進

②児童一人一人の状況を全教職員が把握することに努めます。

- ・毎日の児童への声かけ・話しかけ（全ての児童に1日1回は声がけする）
- ・出欠状況や授業実態等、日常的な児童にかかわる情報の交流
- ・授業交流や学習活動支援の実施
- ・全校体育や全校遊び、縦割り班清掃活動等の積極的な企画・実施
- ・家庭や地域との連携による児童に係わる情報の共有と指導の共通化
- ・インターネット、携帯電話等に関する使用実態調査等現状の把握と情報モラルの指導の充実

(2) 児童に育む力や能力

①児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育みます。

- ・一人一人が主体的に取り組み活躍できる学習活動
- ・人とかかわり方を身に付ける活動の充実（メタ認知・ソーシャルスキルトレーニング等）

②自ら正しい行動選択ができる判断力を育てます。

- ・道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の中で、自己決定の機会の設定と実施

③正しい人権意識とエンパワメントの能力を育みます。

※エンパワメント：個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を獲得すること

④人とかかわることの楽しさや喜びを実感できる力と相互交流の工夫によるコミュニケーション能力を育みます。

- ・学校行事、児童会活動、総合的な学習の時間等における道徳性を育成する体験

3 いじめの早期発見・早期解決に向けて

学校では、未然防止に取り組んでもなお、いじめが発生するかもしれません。そのため以下のような取組を実施します。また、いじめが発生してしまった場合は、下記のような対応を行い早期の解決に取り組めます。

(1) いじめの早期発見のための様々な手段の実施

①児童の日常観察（健康、学習、生活）及び集団遊び等での児童の観察と一人である子の状況等ささいなことでも児童の変化を見逃さないように全教職員で情報を共有します。職員朝会、休憩時間等での児童の情報交換を常に行います。

②からかひやいたずら等について、将来的にいじめ等に発展する可能性があるという認識の下、個別指導や全体指導等の適切な指導を行います。

③気になる児童がいる場合には学級担任に連絡し、職員朝会や職員会議等全体の場でその状況を迅速に共有します。

④児童の状況に変化が見られる場合は、担任等が積極的に働きかけを行い、児童に安心感を持たせるとともに、問題の有無を確かめます。解決すべき問題がある場合は、休み時間等での個別面談を実施し、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図ります。

⑤児童対象の学校生活アンケート調査（年2回）と実施後の個人面談を行います。

⑥いじめ調査を実施します。（年3回）

⑦性同一性障害や発達障害、その他のいじめを防ぐため、教職員の正しい理解を促進し、未然防止や早期発見に取り組めます。

(2) いじめの早期解決のために全教職員が一致団結した問題の解決

①いじめ問題を発見した場合は、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決と児童間の適切な人間関係の構築に努めます。

②情報収集を綿密に行い、正確な事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対して毅然とした態度で指導にあたります。

③傍観者の立場にいる児童には、適切な指導を行います。

④状況に応じて、校内だけでなく教育委員会はじめ各種関係団体や専門家と協力して解決にあたります。

⑤いじめられている児童の心の傷を癒すため、スクールカウンセラー等の専門家と連携を図り、指導を行います。

⑥性同一性障害や発達障害に係わるいじめには、個人の特性を踏まえた適切な指導や支援を行います。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

①いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に緊密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を集め指導に生かします。なお、決して学校内だけで問題解決をするようなことはしません。

②児童がいじめについて、学校や家庭で話すことができないような状況があれば、いじめ問題等の公的な相談窓口の利用も検討します。

4 いじめ問題に取り組む体制等について

(1) 校内体制

①日常的な職員朝会・職員会議等で、児童に関する情報交流、指導の共通化を図ります。

②生徒指導上の問題、いじめ防止・早期発見・早期解決に関する措置を効果的に行うため、管理職・生徒指導部・学級担任によるいじめ防止委員会を設け、定期的または必要に応じて開催します。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した体制

①生徒指導上の問題やいじめの発生を確認した教職員は、その場で適切な処置を取るとともに生徒指導担当者、学級担任等に報告します。

②校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処します。

③緊急を要する問題行動が発生した場合は、臨時のいじめ防止委員会を開催するとともに教育委員会へ連絡をします。

④重大ないじめ等に対応する場合は、いじめ防止委員会のメンバーに、当該児童の保護者、PTA 会長、教育委員会関係者等を加えます。

(3) いじめに対する措置

①いじめにかかわる相談を受けたり、児童の問題行動を発見したりした場合は、生徒指導担当者に連絡するとともに、速やかに事実の有無を確認します。

②いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

③いじめを受けた児童等が安心して教育を受けるために、他との接触を避ける必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別の教室等で学習を行う等の対応を行います。

④いじめの関係者間の争いを生じさせないよう、いじめの事案にかかわる正確な情報を関係保護者と共有するための必要な対応を行います。

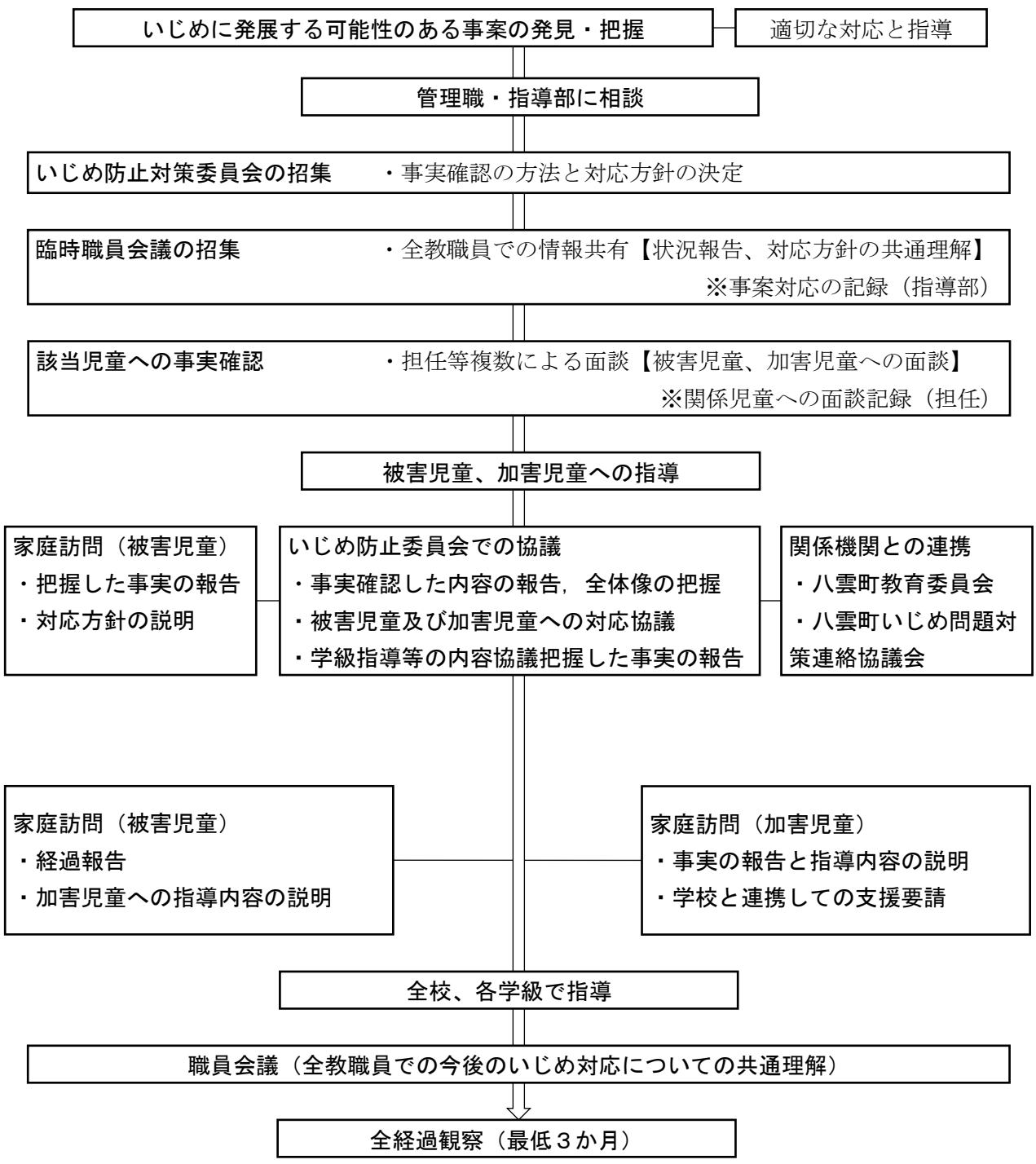
⑤いじめにより長期間の欠席を余儀なくされ、生命や身体、財産に重大な被害が出る等犯罪行為として取り扱われるべき重大な事案については、教育委員会及び所轄警察等と連携して対処します。

⑥インターネットを通じて行われるいじめに対する対策として、児童・保護者とともに使用のルールを定め、必要な情報の啓発活動や情報モラル研修会等を行います。

⑦いじめが「解消した」と判断するには、加害行為が相当期間無く、被害者が心身の苦痛を感じていないと認めることを必要とします。相当期間は3ヶ月を目安とします。

⑧いじめ防止に向けた取組について達成目標を定め、学校評価でチェックを行います。

5 いじめ対応マニュアル（いじめを把握したとき）



浜松小学校「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」

日常の指導体制（未然防止・早期発見）

未然防止

- ◇学習指導の充実
 - ・学びに向かう集団づくり
 - ・意欲的に取り組む授業づくり
- ◇特別活動、道徳教育の充実
 - ・学級会活動の充実
 - ・ボランティア活動の充実
- ◇教育相談の充実
 - ・面談の定期開催
- ◇人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
 - ・講演会等の開催
- ◇情報教育の充実
- ◇保護者・地域との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・学校の状況説明等の実施

早期発見

- ◇情報の収集
 - ・教職員の観察による気付き
 - ・相談・訴え
(児童・保護者・地域等)
 - ・アンケートの実施
 - ・各種調査の実施
 - ・面談の定期開催
- ◇相談体制の確立
 - ・相談窓口の設置・周知
- ◇情報の共有
 - ・報告経路の明示、報告の徹底
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮児童の実態把握
 - ・進級時の引継ぎ

管理職

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・いじめを許さない姿勢
- ・風通しのよい職場
- ・保護者・地域との連携

いじめ防止委員会

- ◇構成員：校長、生徒指導部、関係教諭 等
(必要に応じてカウンセラー、医療関係者)
- ◇業 務
 - ・いじめの未然防止、早期発見の取組
 - ・年間指導計画の作成
 - ・校内研修会の企画・立案
 - ・調査結果、報告等の情報の整理・分析
 - ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
 - ・要配慮児童への支援方針策定
 - ・いじめに関する情報の把握と町教委への報告
 - ・重大事案発生の時、町教委を通し町へ報告
 - ・いじめの事実の把握と具体的対応

【結果報告】 教育委員会

【緊急対応】 いじめ防止委員会

浜松小学校いじめ防止年間計画

| 月 | 主な実施事項 | 関連する行事 |
|----------|--|-----------------|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・浜松小学校いじめ防止基本方針の確認（職員・保護者） ・学級開き（集団づくり） ・児童の実態の把握（要支援児童への支援策作成） ・学習指導の充実（年間を通した取組） ・特別活動、道徳教育の充実 | 授業参観・全体懇談会 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問 ・いじめアンケートの実施（1回目） ・児童との面談 | 運動会特別時間割 |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・学級経営案交流及び児童の実態の交流 ・校内研修の実施 ・いじめ防止標語作成（児童会） ・情報モラル教育の実施（講演会） | 運動会 |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・参観日（保護者会）➡学校の状況説明 ・長期休業中の児童の生活指導 | 夏季休業日前全校集会 |
| 8月 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態（変化等）の把握（要支援児童への支援策見直し） ・児童との面談 | 夏季休業日明け全校集会 |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートの実施（2回目） ・児童の実態把握 | 学芸会特別時間割 学芸会 |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態（変化等）の把握 ・厚生園、やすらぎの里訪問（ボランティア活動の充実） ・学校だより（いじめに関する学校の状況説明掲載） | |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談 ・参観日（懇談会）→学校の状況説明 ・家庭での様子等の交流 ・長期休業中の児童の生活指導 | 冬季休業日前全校集会 |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童との面談 ・校内研修の実施 ・いじめアンケートの実施（3回目） | 冬季休業日明け全校集会 |
| 2月 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・進学・進級に向けた準備と引継ぎの実施 ・長期休業中の児童の生活指導 ・浜松小学校いじめ防止基本方針の見直し | 卒業式・修了式 |